

高知県公安委員会告示企第14号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月27日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

別表のとおり

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
岡山県岡山市南区福富東二丁目20番6号 セブンリーグ株式会社 代表取締役 白石 順大	回胴式遊技機 Lパチスロキンニクマン4 S L D C 3 S 0 2 9 5	告示の日から3年間
大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社オレンジ 代表取締役 米田 勝己	ぱちんこ遊技機 Pゲゲゲの鬼太郎 獅子奮迅R R Z 3 1 0 1 8 4	告示の日から3年間
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役 梅村 尚孝	ぱちんこ遊技機 P A 激デジジューシーハニーハーレム R A Y 2 P 1 5 2 2	告示の日から3年間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社三共 代表取締役 石原 明彦	ぱちんこ遊技機 P フィーバーからくりサーカス Y 2 P 0 4 7 3	告示の日から3年間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社三共 代表取締役 石原 明彦	ぱちんこ遊技機 P フィーバー戦姫絶唱シンフォギア 黄金絶唱 Y R 2 P 0 9 5 3	告示の日から3年間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社三共 代表取締役 石原 明彦	ぱちんこ遊技機 P フィーバーありふれた職業で世界最強 R 3 P 0 0 3 2	告示の日から3年間